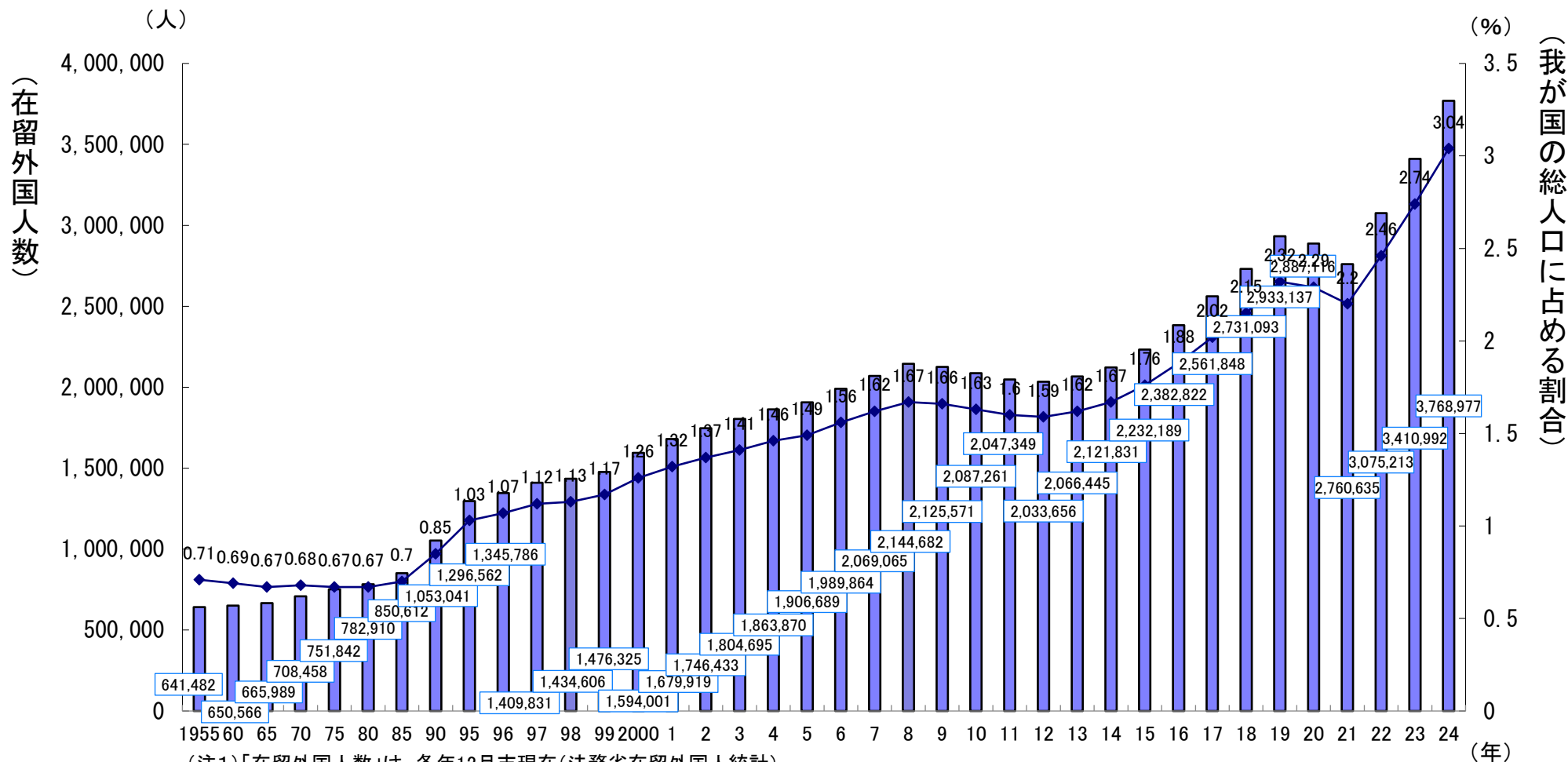


総務省における多文化共生の取組について

総務省 自治行政局 国際室

在留外国人数の推移

○ 在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、2013年から再び増加傾向となった。2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響により再び減少に転じたが、2022年には再び増加し、2024年末時点において376万人となり過去最高を更新した。



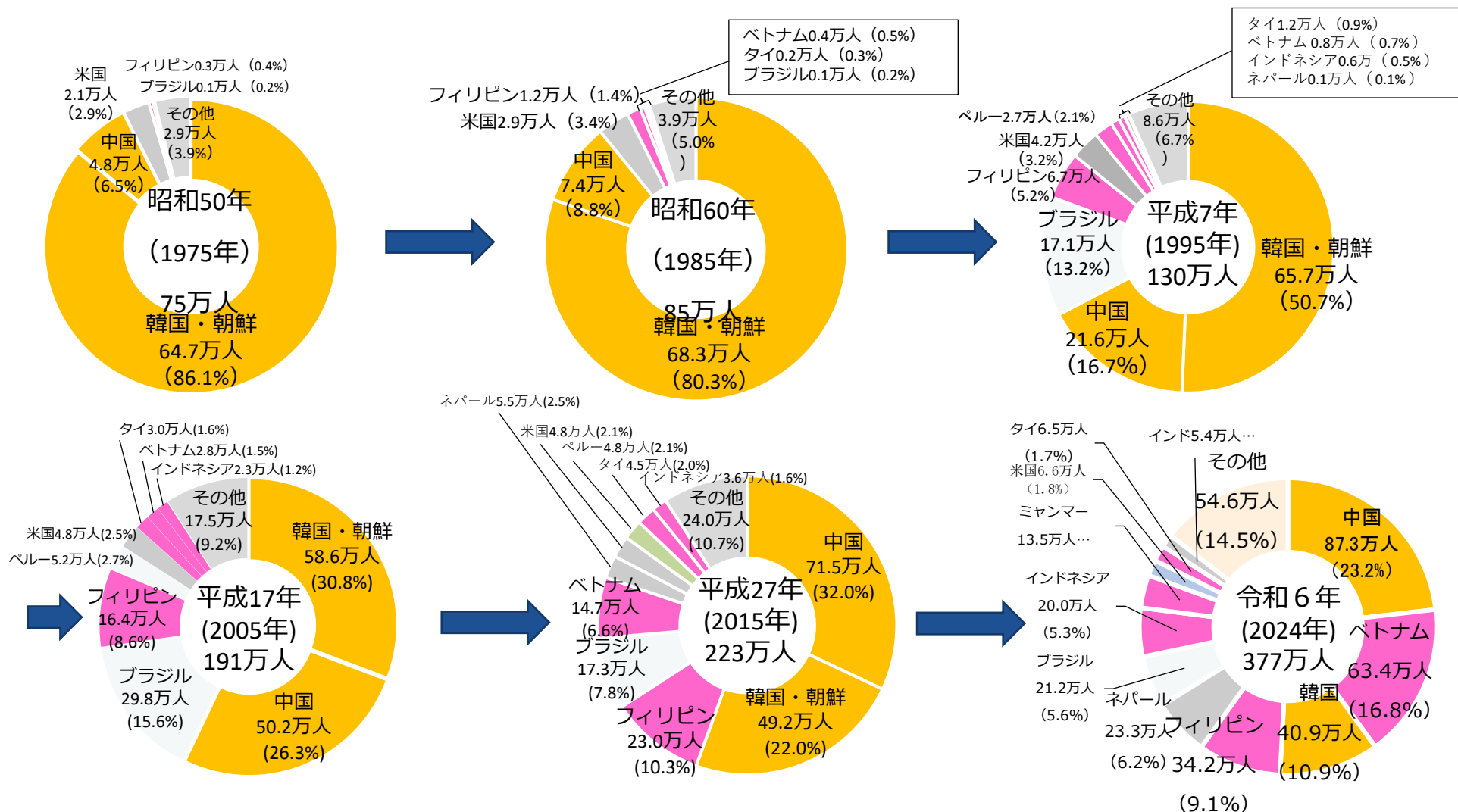
(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。

「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

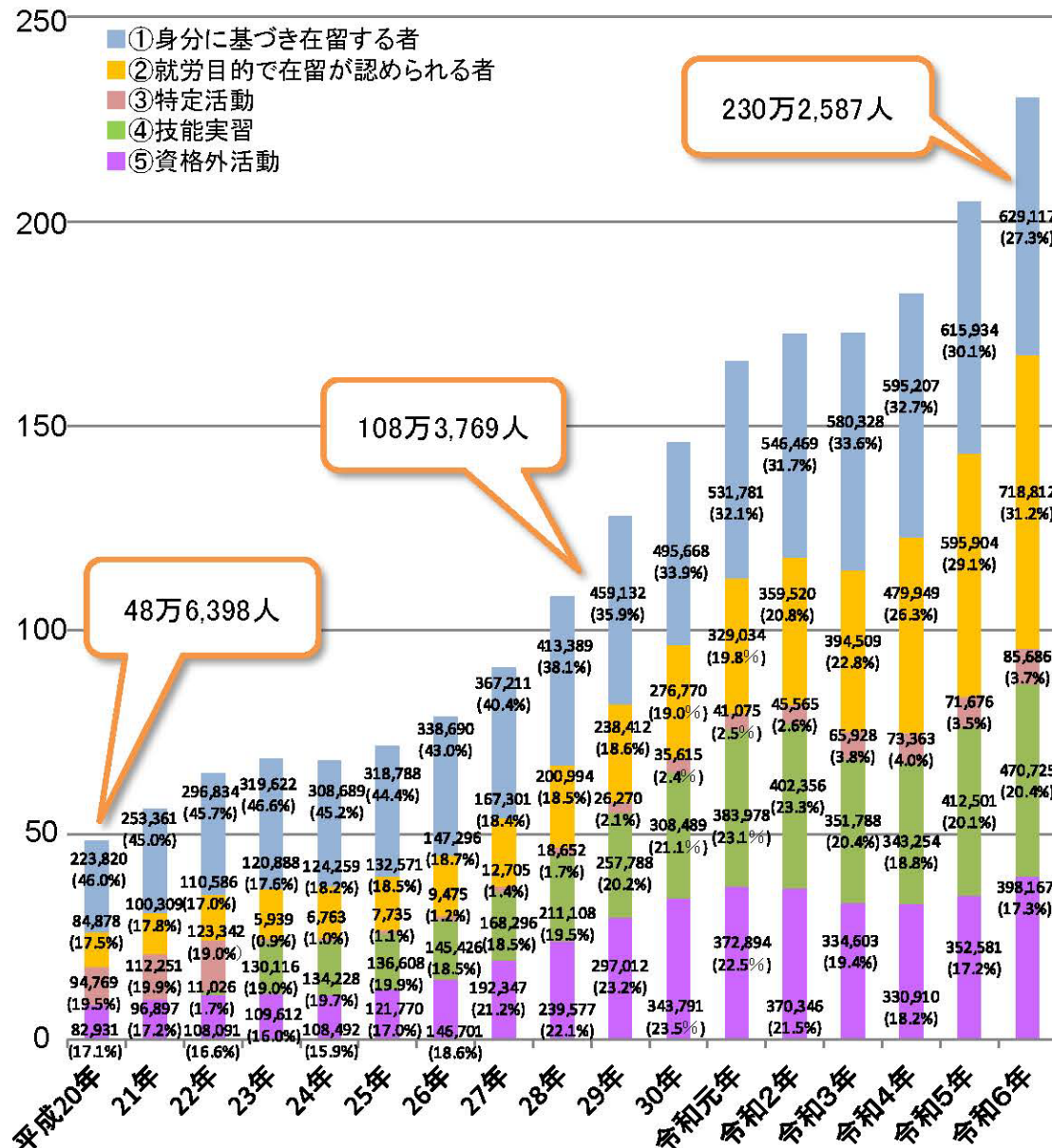
○ 80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



出典：法務省「在留外国人統計」

外国人労働者数の内訳

(万人)



①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)
(いわゆる「専門的・技術的分野」)
一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約8.6万人(3.7%)
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約47.1万人(20.4%)
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

地域における多文化共生施策の推進について

- 総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」や、全国の好事例を集めた「多文化共生事例集」を策定するとともに、「地域における多文化共生推進状況等調査」の実施や調査結果の情報提供等を通じて、地域の実情を踏まえた多文化共生施策の推進を支援している。

地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

[具体的な施策]

（1）コミュニケーション支援

- ・ 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ・ 日本語教育の推進
- ・ 生活オリエンテーションの実施

（2）生活支援

- ・ 教育機会の確保
- ・ 適正な労働環境の確保
- ・ 災害時の支援体制の整備
- ・ 医療・保健サービスの提供
- ・ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ・ 住宅確保のための支援
- ・ 感染症流行時における対応

（3）意識啓発と社会参画支援

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成
- ・ 外国人住民の社会参画支援

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・ 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ・ 留学生の地域における就職支援

[多文化共生施策の推進体制の整備]

（1）地方公共団体の体制整備

（2）地域における各主体との連携・協働

多文化共生事例集（令和3年度）

- 改訂したプランの内容を広く周知し、多文化共生施策を推進するため、地方公共団体、国際交流協会、民間企業、NPOなどの全国の好事例を集めた事例集を令和3年8月に公表

[主な掲載事例] （ ）は事例の数

（1）コミュニケーション支援（17）

- ・ デジタル技術を活用した多言語相談対応 など
- ・ 地域の日本語教室の運営 など

（2）生活支援（53）

- ・ 就学前日本語教室の運営 など
- ・ 外国人防災リーダーの養成 など

（3）意識啓発と社会参画支援（12）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり など

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（9）

- ・ 外国人の視点による地域の魅力発信 など

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（6）

- ・ 複数自治体での外国人相談窓口の設置 など

[掲載取組例]



▲外国人相談窓口



▲初期適応指導教室の実施



▲外国人防災リーダー養成研修



▲外国人住民運営企業による農業体験ツアー

多文化共生推進状況等調査（令和6年度）

- 地域における多文化共生施策の推進状況をより詳細に把握するため、市区町村の具体的な取組状況、都道府県の市区町村等に対する支援状況を調査（令和7年1月公表）

[主な調査項目] （ ）は調査した取組数

（1）コミュニケーション支援（20）

- ・ 行政・生活情報の多言語による提供状況
- ・ 地域における日本語学習の推進状況 など

（2）生活支援（37）

- ・ 子どもの教育機会の確保状況
- ・ 災害時の支援体制の整備状況 など

（3）意識啓発と社会参画支援（5）

- ・ 多文化共生の意識啓発・醸成や社会参画支援の状況

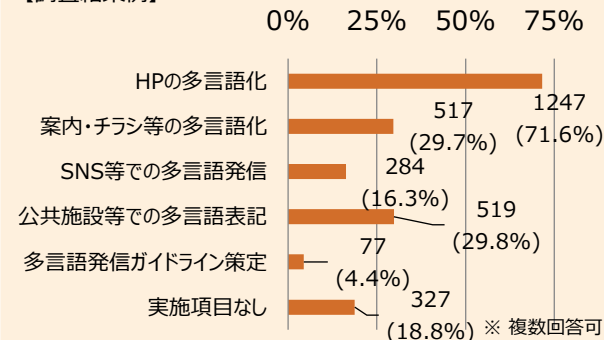
（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応（3）

- ・ 地域活性化の推進・グローバル化への対応状況

（5）多文化共生施策の推進体制の整備（3）

- ・ 多文化共生推進に向けた体制整備の状況

[調査結果例]



▲市区町村における外国人住民向けの行政・生活情報の提供状況
(団体数、%、N=1,741)

(注)「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人次対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R7当初予算（案）10億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1／2（R7当初予算（案）6億円）	(都道府県分・政令市分) 普通交付税措置
	(市町村分（間接補助分）) 特別交付税措置

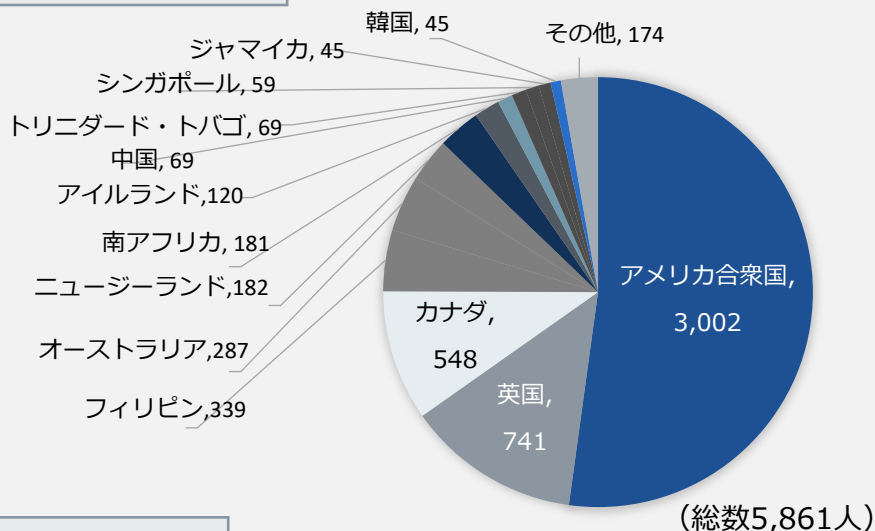
- 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 (R6 措置額 標準団体当たり 県分：18百万円、市町村分：4百万円)

J E Tプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme”)

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和6年で設立38年
- 累計で世界80か国から約7万9千人（令和6年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

① 令和6年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT (Assistant Language Teacher：外国語指導助手)：5,373人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR (Coordinator for International Relations：国際交流員)：479人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA (Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員)：9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

② 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和6年度)

- 地方自治体におけるJ E T参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置
(標準団体（人口170万人）の場合、約2億5千万円（JETプログラムコーディネータ※に係る経費の地方交付税措置含む。）)
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJ E T参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJ E T参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体（人口10万人）の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、J E T参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

1. 報償費等の措置上限額を引上げ

- 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
報償費等の上限を引上げ（隊員1人当たり320万円⇒350万円）

2. 募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

- 隊員・地域住民・自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、
受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、
特別交付税措置の上限を引上げ（300万円/団体⇒350万円/団体）
（例）地域住民への制度説明会、受入団体に対する受入れ前の研修や審査、隊員・自治体担当者による
合同オリエンテーションや交流会、配属課も含めた研修など全庁的な受入れ体制の構築に要する経費
（外部講師への旅費・謝金等に要する経費や、これらを地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊
員を支援する団体等に委託する経費等）

3. JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

- J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、
地域要件を緩和**